

No.14 健康づくりの推進 （健康福祉課）

令和5年度までにめざす姿

- 町民一人ひとりが健康を意識して健康的な生活習慣を身につけることで、健康寿命を延ばします。
- 健診の受診率の向上や健診後の保健指導の強化により、重症患者を出さない取組を進めます。
- 新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、健康に関する取組を続けます。

令和3年度にめざした成果

- ①40・50歳代の特定健診及びがん検診受診者が増えます。
- ②精密検診が必要となった方はみな受診されます。
- ③減塩の取り組みが進み、塩分摂取量が減ることで健診の血圧異常者が減ります。
- ④ワクチン接種を受けられる方が増え、感染や重症化する方を最小限にとどめることができます。

令和3年度にめざした活動

- ①休日健診（検診）の実施や魅力的な健診（検診）の周知方法について毎年内容を検討します。受診勧奨を強化します。
- ②精密検査対象者への訪問実施、受診勧奨、丁寧な説明を行います。
- ③食育プランを基に、減塩事業を進めます。
- ④新型コロナウイルスワクチンに対して正しい情報を周知します。希望される方にワクチン接種を受ける機会を提供します。

令和3年度の成果

- ①40歳代受診率11.6%→12.7%、50歳代受診率9.3%→15.8%に増えました。
- ②電話勧奨により受診率が9割を超えました。
- ③鳥取大学と国保連合会の協力で減塩に関するポピュレーションアプローチが必要と分かりました。
- ④個別と集団で接種機会を設け、対象者の8割以上に2回の接種を行いました。

令和3年度の問題

- ①コロナ禍において受診者が減っています。昨年度よりは増えましたが感染症流行前の受診率には戻っていません。
- ②試食や集団で集まるのが難しく、健康教育の回数が減りました。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①～④について、感染予防を行いつつ事業の継続を行います。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①40・50歳代に対して、夜間や休日の健診機会を設け、わかりやすくお知らせします。

(3) 新たに取り組む方策

- ③減塩メニューコンテストを行い、非対面でも減塩についての関心を高めます。

No.15 健康づくりの推進〈町立病院〉 (西伯病院)

令和5年度までにめざす姿

高齢化が進む南部町にあって、町民が安心して暮らし続けることができるよう、「治し、支える」医療を提供提供できるよう努めます

令和3年度にめざした成果

- ①西伯病院の経営改善や今後の将来構想の検討を進めるため、経営改善に向けたアクションプラン及び病院のあり方にかかる経営戦略計画の策定を進めます。
- ②コロナ感染症に立ち向かう地域の公立病院としての使命・責務を果たします。

令和3年度にめざした活動

- ①-a 経営改善について院内で検討するための経営層による会議、その他職員の参加による推進体制を作り、現状と将来予測の分析を行い、アクションプランの策定を進めます。また、病院のあり方にかかる経営戦略計画の策定を進めるため、有識者による外部委員会を開催します。
- ①-b 町民に西伯病院のことについて理解・関心を持っていただけるよう広報強化に努めます。
- ②コロナ感染症の対策を講じ、通常診療を維持してまいります。

令和3年度の成果

- ①-a 院内で経営戦略会議を立ち上げ、定期的に検討を進めました。また経営コンサルタントを導入し経営分析やSWOT分析等を行い、推進体制として4つのタスクフォースを立ち上げました。
西伯病院の今後のありかたについて有識者による外部委員会を開催し、率直な意見を頂きました。
- ②病院だよりを発刊し、町民に全戸配布しました。
- ③コロナ患者の受け入れ、自宅療養者への訪問看護、PCRの無料検査、ワクチン接種への協力等、地域の公立病院としての責務を果たしました。

令和3年度の問題

- ②町民にさらに病院の現状について理解いただくとともに、町と一緒に地域医療について関心をもってもらう機会が必要です。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①-a 引き続き、経営戦略会議、タスクフォースで検討を行い、アクションプランを策定します。また、外部委員会も開催し、病院のあり方にかかる経営戦略計画を策定します。
- ② 病院だよりを引き続き発行するとともに、情報発信に取り組めます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ②町民に病院の経営状況や改革に向けた取組みについて情報提供するとともに、「病院づくりは地域づくり」のもと、町民からの多くの意見や考えをいただけるよう住民との懇話会等を開催します。

(3) 新たに取り組む方策

No.16 健康づくりの推進〈国民健康保険・後期高齢者医療〉 （町民生活課）

令和5年度までにめざす姿

- 国民健康保険・後期高齢者医療の安定的な運営を図ります。
- 被保険者の健康維持・増進を図ります。

令和3年度にめざした成果

- ①医療費適正化に向けた後発医薬品の使用促進の取り組みにより、後発医薬品の使用率の上昇を目指します。（85%）
特別調整交付金の対象となる保険者努力支援制度を積極的に実施します。
- ②国民健康保険税、後期高齢者保険料の適正な賦課・徴収を行います。

令和3年度にめざした活動

- ①レセプト（診療報酬明細書）点検を積極的に取り組みます。
被保険者資格内容の点検を行い、資格喪失後受診による返還金の徴収を早期に行います。
ジェネリック差額通知を行い、通知前後で後発医薬品の切替が行われているか確認を行います。
医療費通知の発送を行い健康に関する認識を深め、医療費削減への意識を高めます。
- ②電話催告や、文書催告書及び差押予告書等の発送により納税を促すとともに、国民健康保険税と後期高齢者保険料の連携した徴収体制を作ります。

令和3年度の成果

- ①後発医薬品の使用割合（数量ベース）は83%を超えて来ています。
- ②職員の賦課・徴収に対する知識が増え、適正な賦課、効率的な徴収を行っています。
（現年分徴収率は96.99%です。）

令和3年度の問題

- ①特別医療費助成制度対象者は、医療費の自己負担額が少額となるため、後発医薬品の使用率は上がりにくい状況です。
- ②国民健康保険税は、制度上自営業や無職の方が多いため、収入が少ない方も多い現状です。また、無収入でも、軽減対象になるが非課税にはなりません。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①特に特別医療助成制度対象者の後発医薬品の使用率を上げるために引き続き広報とジェネリック差額通知の送付を行います。
- ②国民健康保険税の滞納者は、制度上自営業や無職の方が多いため、分納の誓約による納付によって徴収しています。短期保険証の発行時などに接触し、実態を把握しながら納付を促します。また、分納希望の方には短期間での完納を目標に分納誓約を行い、更新時には金額を増額するよう取り組みます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①特に特別医療助成制度対象者の後発医薬品の使用状況について把握し、分析を行います。
- ②財産調査を行い、滞納者の収支を見極め、適正に対処します。

(3) 新たに取組む方策

- ①医療費増加の主な要因となっている生活習慣病関連の疾患について医療費分析を行い、重症化予防を進めます。
- ②他市町村や講演会などにより、財産調査や納税折衝、滞納処分の方法を更に学び、課内はもとより役場全体で知識を共有することにより、粘り強く、途切れることのない滞納整理を行います。